

2025年11月

お客さまへ

株式会社 大東銀行

N I S A非課税期間終了に関するご案内

2023年までのN I S A制度では、非課税期間が「5年間」と定められていました。

2021年にN I S A口座で購入いただいた投資信託商品の非課税期間は2025年12月末までです。

非課税期間が終了すると、2021年にN I S A口座でご購入いただいた投資信託商品のお預かり残高は、2026年1月1日に自動的に課税口座へ移管されます。

詳細は別添「N I S A非課税期間終了に関するご案内」リーフレットを参照ください。

なお、本件につきましてお客さまへ郵送にてご案内しておりますが、当行インターネット投資信託サービスの「電子交付サービス」をご利用のお客さまには、郵送でのお知らせはございませんので、「電子交付サービス」内に配信された「非課税期間終了のお知らせ」をご確認願います。

以上

2021年にNISAで買付した残高をお持ちのお客さまへ

NISA非課税期間終了に関するご案内

2023年までのNISA制度では、非課税期間が「5年間」と定められていました。

2021年にNISA口座で購入いただいた投資信託商品の非課税期間は2025年12月末までです。非課税期間が終了すると、2021年にNISA口座でご購入いただいた投資信託商品のお預かり残高は、2026年1月1日に自動的に課税口座へ移管されます。

特定口座へ移管について

- 2021年に一般NISAで買付した残高は、2025年末に非課税期間が終了し、翌年1月1日に特定口座（特定口座を開設していない場合は一般口座）へ移管されます。
- 移管に伴うお手続きは不要です。非課税保有期間内に売却しない場合、年内最終営業日の時価で自動的に課税口座へ移管されます（2025年最終営業日の時価が税法上の新しい取得価額となります）。
- 移管後に売却した場合、移管後の時価が取得価額となり、それをもとに利益に対し課税されます。
- 新しい取得価額はお客さまによって、当初買付額より高い場合や低い場合があります。
- 課税口座へ移管後に分配金が支払われた場合、分配金は課税対象となります。
- 移管後は新しい取得価額をもとに譲渡損益や配当課税が計算されます。
- 譲渡損益が発生した場合には、損益通算が可能です。
- 一般NISA・つみたてNISAの残高を、現在の新NISAへ移管することはできません。

非課税保有期間内に売却する場合について

- 非課税の扱いを受けるためには、受渡日が非課税期間内（年内最終営業日）となるお取引が必要となります。

お問い合わせはお取引店またはお近くの〈だいたう〉窓口までご相談ください。

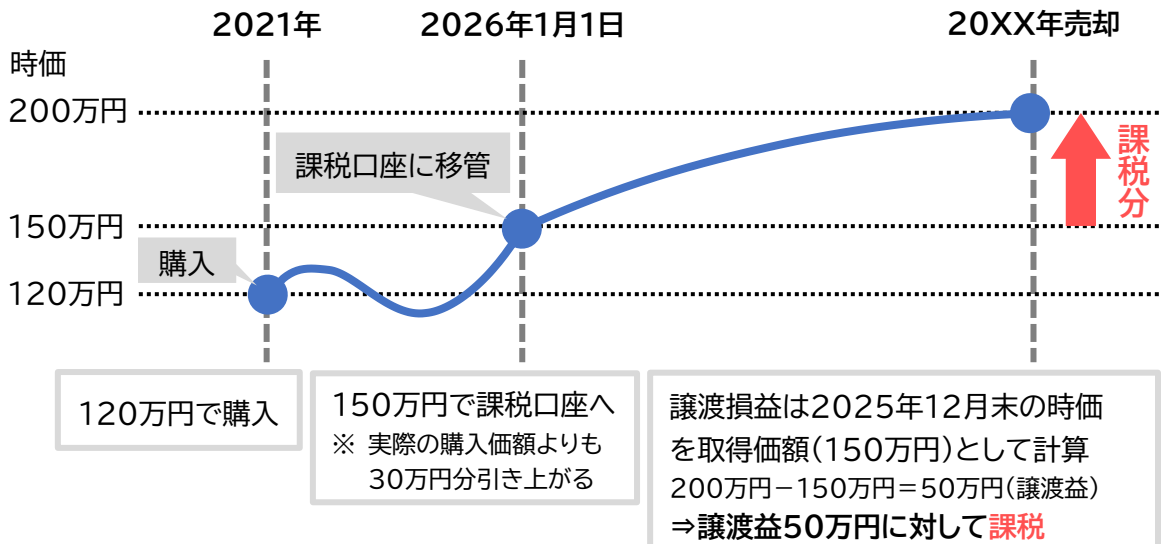
商号等：株式会社大東銀行
登録金融機関 東北財務局長（登金）第17号
加入協会：日本証券業協会



課税口座へ移管後の課税事例

▶ 非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額をもとに利益に対して課税**(損益通算等が可能です)

例 120万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却



課税口座へ移管した時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管した時の時価との差額が譲渡益となり課税されます。

例 120万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、120万円で売却

